

山形北ロータリークラブ細則

第1条

定 義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12ヶ月間

第2条

理 事 会

本クラブの管理主体は本クラブの会員13名により成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された5名の理事、会長、副会長、会長エレクト(または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミネー)、幹事、副幹事、会場監督、会計および直前会長である。

第3条

理事および役員選挙

第1節

(a) 役員を選挙すべき会合(年次総会)の1ヶ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、次年度の、会長エレクト・副会長・幹事・会計および副幹事を含む7名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定に従って指名委員会によって行うものとする。指名委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は、年次総会において確定されねばならない。選出された次々年度会長は、その選出後の7月1日に始まる年度に会長エレクトとして理事のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に会長に就任するものとする。

(b) 指名委員会は、会長、副会長、会長エレクト、幹事、副幹事、前3年間のバスト会長3名をもって構成する。直前会長は、指名委員会を招集し議長となる。

第2節

選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によ

って決定した理事エレクトは、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条

役員 の 任 務

第1節

会長。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節

会長エレクト。会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節

副会長。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第4節

幹事。(a) 幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない。月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

(b) 幹事はクラブ管理、運営に関し、事業の方針の提案者として、実施責任を負う者であり、理事会では議決権はないものとする。

第5節

会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節

会場監査。会場監査の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第5条

会 合

第1節

年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

(注：標準ロータリー・クラブ定款第5条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない」と規定している)

第2節

本クラブの毎週の例会は木曜日12時30分に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または標準ロータリー・クラブ定款第9条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節

定例理事会は毎月第1例会終了後に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めるとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって召集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節

理事の過半数を持って理事会の定足数とする。

第6条

入会費用および会費

第1節

入会費用は30,000円とする。

第2節

会費は年額230,000円とする。ただし、家族会員の会費については理事会の決定により上記の会費の3割を限度として減額することができるものとする。なお、在籍する家族会員の減額幅についてはその後の理事会の決定で変更することを妨げない。会費の各半年ごとの各支払額のうち米貨6ドルは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

第3節

途中入会の会員の会費については月割計算として、計算する。

第7条

採決の方法

本クラブの議事は、“口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

(注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する)

第8条

五大奉仕部門

四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、新世代奉仕、および国際奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条

委 員 会

クラブ委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次および長期的な目標を推進する責任を持つ。会長エレクト、会長および直前会長は、指導の継続と計画の引継ぎを確約するために、協力すべきである。一貫性を保持するため、実行可能であれば、委員会委員は同じ委員会に3年間留任されるべきである。会長エレクトは任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は委員会委員としての経験者を任命することが推奨される。常設委員会の任命は次の通りである。

①クラブ奉仕委員会

(a) クラブ増強委員会

この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

(b) クラブ管理運営委員会

この委員会は、クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

②職業奉仕委員会

この委員会は、ロータリー活動の中核である職業奉仕の重要性に鑑み、本クラブの会員が、職業関係における諸責務を遂行し、職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助の方策を考案・実施するものである。

③社会奉仕委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的プロジェクトを企画し、実施するものである。

④国際奉仕委員会

この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団・米山奨学会を支援する計画を立て、実施するものである。

⑤青少年奉仕委員会

この委員会は、青少年健全育成を願い、青少年

による奉仕を目的とした活動を実施するものである。

その他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(a) 会長は理事会の承認の下に、常任委員会の中に必要と考える特定分野の本クラブ独自の委員会を設置することができる。

(b) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(c) 各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(d) それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権をもつ。そのような任意の委員会の見本一覧表は、「クラブ委員長の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を考案することができる)

第10条

委員会の任務

会長は、その任期中の諸委員会の任務を確定し、評価するものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は既存の適切な RI 文書を参照するものとする。奉仕プロジェクト委員会は、その年度計画を考案する際、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕の部門を考慮することとする。

それぞれの委員会は、具体的な権限、明確な目標、および各年度の初めにその年度内に実施する行動計画を設定するものとする。上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、委託任務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり、必要な指導を施すのは会長エレクトの主要責務である。

第 11 条

出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリー・クラブ定款第 9 条第 3 節および第 4 節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

第 12 条

財 務

第 1 節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は 2 つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第 2 節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は 2 つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第 3 節

すべての勘定書は、会計、または理事もしくは権限をもつ役員 2 名の承認を受けたその他の役員によって支払われるものとする。

第 4 節

すべての資金業務処理は、毎年 1 回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第 5 節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第 6 節

本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金と RI 公式雑誌購読料の支払は、毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第 13 条

会員選挙の方法

第 1 節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、漏らしてはならない。

第 2 節

理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第 3 節

理事会は、推薦状の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第 4 節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第 5 節

被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を 1 名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは行事に配属する。

第7節

クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

付記

本細則は 2013 年 7 月 1 日より実施する。

第 14 条

決 議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 15 条

議 事 の 順 序

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項およびロータリー情報

委員会報告(もしあれば)

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第 16 条

改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告

第 11 条

出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリー・クラブ定款第 9 条第 3 節および第 4 節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

第 12 条

財 務

第 1 節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は 2 つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第 2 節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は 2 つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第 3 節

すべての勘定書は、会計、または理事もしくは権限をもつ役員 2 名の承認を受けたその他の役員によって支払われるものとする。

第 4 節

すべての資金業務処理は、毎年 1 回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第 5 節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第 6 節

本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金と RI 公式雑誌購読料の支払は、毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第 13 条

会員選挙の方法

第 1 節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、漏らしてはならない。

第 2 節

理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第 3 節

理事会は、推薦状の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第 4 節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第 5 節

被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を 1 名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは行事に配属する。

第7節

クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

付記

本細則は 2013 年 7 月 1 日より実施する。

第 14 条

決 議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 15 条

議 事 の 順 序

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項およびロータリー情報

委員会報告(もしあれば)

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第 16 条

改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告